

豊四季町会申し合わせ事項

令和4年4月3日

1. 町会費集金について

町会費は班長が4月末までに集金の上、集金簿と併せて組長へ届けてください。会員宛て領収書は別途準備しています。

1組・2組の組長は 榎本 清一 行政担当委員(7143-5185)へ

3組・4組・5組の組長は 佐藤 雄二 行政担当委員(7144-8252)へ

届けてください。途中入会者の会費は月割で処理します。

2. 共同募金について

日本赤十字社の共同募金及び赤い羽根・歳末助け合いの共同募金は、徴収した町会費から充当しますので、改めて集金はしません。

3. 行政資料配布と町会のお知らせ資料の回覧について

原則月一回、月初めに配布されます。

4. 街灯(防犯灯)の不具合等について

不具合等に気づいたときは班長から直接、山本電機(7143-0030)に申し込んで下さい。組・班名と電柱番号を調べ連絡して下さい。

5. 町会からの慶弔について

1) 「新生児お祝い金」・「新一年生お祝い金」制度 お祝金 5,000円

(新生児お祝い制度の対象は一歳の誕生日までの新生児)

2) 会員のご不幸の時(逝去後一年以内) ご香典 5,000円

上記の慶弔の扱いは、班長から行政担当委員に連絡ください。行政担当委員が班長にお届けします。

6. カラスよけネットについて

必要な時は行政担当委員に連絡ください。

7. 発災時の初動対応(安否確認及び建物被害状況)について

班長は速やかに調査様式に基づき、各自の班員の安否及び建物被害状況を確認し、所定の方法で役員・組長等に報告すること。

また、会員は(各世帯)は無事であるならば町会で配布された黄色い無事ですタオルを玄関、門扉などに掲げて下さい。

8. 資源品は指定日に出してください。町会の貴重な財源です。

以上